

## モニタリングポストNo. 4 の一時的な指示変動について(続報)

2010 年 10 月 27 日

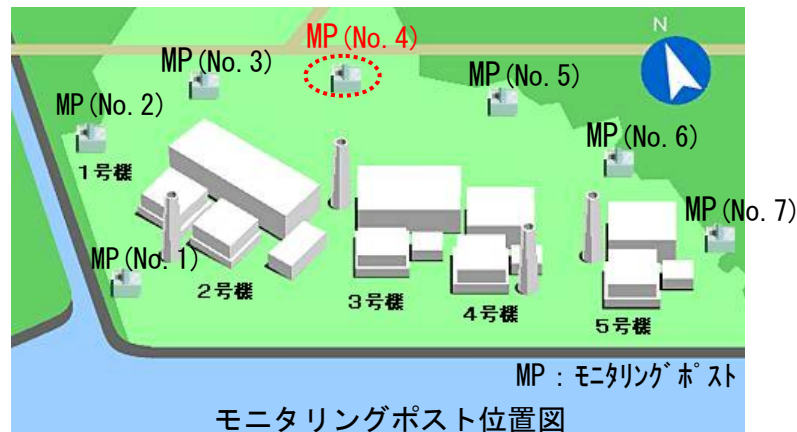
### ◆今回お知らせする内容

調査結果	<p>当社は、2010 年 1 月 3 日および 1 月 25 日に発生したモニタリングポスト(IC)<sup>※1</sup>の一時的な指示変動の要因は、自然放射線の影響によるものと推定しましたが、一時的な指示変動が短期間に 2 度発生していることから、設備の電気的なノイズや人工的な電磁波等の影響の可能性についても、調査を行ってきました。</p> <p>その結果、設備面に異状はなく、人工的な電磁波等による影響も確認されませんでした。</p> <p>以上から、当初推定どおり一時的な指示変動は、自然放射線によるものと判断しました。</p> <p>このため、今回得た自然放射線によるモニタリングポストの指示変動幅を踏まえ、これまで 200nGy/h<sup>※2</sup>としていた警報値の設定を自然放射線による影響を受けにくい 500nGy/h<sup>※3</sup>に変更しました。</p>
------	--

### ◆これまでにお知らせした内容

(2010 年 1 月 26 日公表)

発生年月日	2010 年 1 月 25 日
発電所の状況	1, 2 号機: 廃止措置中 3, 4 号機: 定格熱出力一定運転中 5 号機: 点検停止中
状況	<p>2010 年 1 月 25 日午後 8 時 6 分頃、「モニタリングポスト(IC)放射能高」の警報が点灯しました。</p> <p>状況を確認したところ、発電所敷地北側に設置しているモニタリングポスト No.4 の指示が、通常値約 70nGy/hのところ、約 270nGy/h(警報値: 200 nGy/h)まで瞬時に上昇し、その後、下降していました。</p> <p>また、その他の MP(No.1~3, 5~7)および排気筒モニタ、放水口モニタの指示に変動はありませんでした。</p> <p>なお、モニタリングポスト No.4 の指示は、同日午後 8 時 10 分頃に通常値(約 70nGy/h)へ復帰しました。</p> <p>本事象は、発電所からの放射性物質の放出事象ではなく、外部への放射能の影響はありません。</p>
原因	当該検出器を点検した結果、測定設備に異状はなく、その他のモニタリングポストおよび排気筒モニタ、放水口モニタの指示にも変動がないことから、自然放射線の影響による一時的な指示変動であると推定していますが、同様な事象が 2010 年 1 月 3 日にも発生している状況を踏まえ、今後、その他の要因も含めて、調査してまいります。
お知らせ基準	「表 1-5 気体状または液体状の放射性廃棄物の計画外の排出があったとき、あるいは排気筒モニタ、放水口モニタまたはモニタリングポストの警報が点灯したとき、または排気筒等のガスサンプリングで放射性物質を検出したとき。」のうち、モニタリングポストの警報が点灯したときに該当します。



- ※1 モニタリングポストは、24 時間連続で環境中の放射線を測定する設備で、発電所敷地内の 7 箇所に設置しています。  
 モニタリングポストでの測定は、NaIシンチレーション検出器とIC（電離箱）検出器の独立した二つの測定システムで行っています。  
 NaIシンチレーション検出器は、発電所からの通常時の放射性物質の放出を監視するものであり、IC（電離箱）検出器は、事故発生後の放射性物質の放出を監視する目的で設置しています。
- ※2 Gy（グレイ）は、放射線が物質に当たったときに、その物質に吸収されたエネルギーの量（吸収線量）を表す単位です。nGy/hは、1 時間あたりの吸収線量を表します。  
 また、n（ナノ）は、10 億分の 1 を表します。
- ※3 今回、警報値の設定を変更したのは、IC（電離箱）検出器であり、500nGy/hとは原子力災害特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準の 10 分の 1 に相当する値のため、IC（電離箱）検出器の放射線監視への影響はありません。

以上